## 議案第53号

新居浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年9月7日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成24年条例第38号)の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に、「立体横断施設」を「立体横断施設の構造」に、「乗合自動車停留所」を「乗合自動車停留所の構造」に、「自動車駐車場」を「自動車駐車場の構造」に改める。

第2条第2項第1号中「自転車歩行者道」を「自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」に、「必要な幅員」を「必要な幅員又は新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例(平成24年条例第36号。以下「道路構造条例」という。)第42条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」に改める。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「設ける道路」を「設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道

路」に改める。

第4条第1項中「新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例(平成24年条例第36号)」を「道路構造条例」に改め、同条第2項中「新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例」を「道路構造条例」に改め、同条第3項中「又は」を「若しくは」に、「いう」を「いう。)又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」という」に、「歩道等の」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等の」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第40条第1項に規定する幅員 の値以上とするものとする。
- 4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第41条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条中「歩道等」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等」に改める。

第6条第1項中「歩道等」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等」に改め、同条第 2項中「除く。)」を「除く。)又は自転車歩行者専用道路等」に改める。

第7条第2項中「第2条第4号」を「第2条第1項第4号」に改める。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第31条第1項中「歩道等」を「歩道等、自転車歩行者専用道路等」に改める。

第32条中「歩道等」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等」に改める。

第33条第1項中「歩道等」を「歩道等、自転車歩行者専用道路等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、 自転車歩行者専用道路等の構造に関する基準を定めるため、及び所要の条文整備を行う ため、本案を提出する。